

## 令和7年度宮城県医療機関物価上昇支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業の実施について」（令和8年1月26日付け医政発0126第67号及び医薬発0126第1号厚生労働省医政局長及び厚生労働省医薬局長通知。以下「国実施要綱」という。）「4. 診療所等物価支援事業」に基づき、診療等に必要な経費に係る物価上昇へ対応するための費用について、予算の範囲内において、宮城県医療機関物価上昇支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、国実施要綱、令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業費補助金交付要綱（令和8年1月30日付け厚生労働省発医政0130第1号及び厚生労働省発医薬0130第34号厚生労働事務次官通知。）及び補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業の実施主体及び交付額の算定方法は、以下のとおりとする。

#### (1) 事業の実施主体

有床診療所（医科・歯科）及び無床診療所（医科・歯科）（いずれも健康保険法（大正11年法律第70号）上の保険医療機関コードが発行されており、令和7年4月1日から本事業の申請時点までに診療報酬請求の実績がある施設。）とする。

#### (2) 交付額の算定方法

補助金の交付額は、別表1のとおりとする。

### (交付の申請)

第3 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書として別表2で定める事項を「みやぎ電子申請サービス」により、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、「補助金の振込先がわかる書類（預金通帳等）の写し」とする。

3 規則第3条第3項の規定により知事が添付を省略させることができる書類は、同条第2項第1号から第3号に掲げる書類とする。

4 第1項の交付申請は、規則第12条に規定する実績報告を兼ねるものとみなす。

5 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。

(1) 令和8年1月1日において廃院している場合（補助金の申請時点で同年1月2日以降に廃院を予定している場合を含む。）。

(2) 暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等

(3) 県税に未納がある者

### (交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 本補助金と事業に係る証拠書類等の管理については次によるものとする。補助金と事業に係る関係書類の保存については、補助金と事業に係る収入及び支出（地方公共団体の場合、予算及び決算）との関係を明らかにした調書を作成するとともに、事業に係る収入及び支出（地方公共団体の場合、歳入及び歳出）について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 事業を行う者が（1）から（5）までにより付した条件に違反した場合には、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、既に交付された金額があるときは、その全部又は一部について県への返還を命ずることがある。

#### （交付の決定）

- 第5 知事は、第3の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認める場合は、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することを不相当と認めるとき又は予算上の理由等により補助金を交付することができないときは、書面により申請者に通知するものとする。
- 3 規則第13条に規定する額の確定については、第1項の規定による交付決定により補助金の額の確定があったものとみなす。

#### （補助金の交付方法）

- 第6 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

#### （補助金の返還）

- 第7 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還することを命ずる。
- 2 補助金の交付を受けた日以降に正当な理由なく廃院した場合は補助金の全部の返還を命ずるものとする。ただし、事業譲渡等による廃院であって譲受先において引き続き診療を継続している等、知事においてやむを得ないと認めた場合はその限りではない。
- 3 申請内容を偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと認める場合は補助金の全部の返還を求める。

(書類の提出部数)

第8 この要綱により知事に提出する部数は各1部とする。

附 則

この要綱は、令和8年2月16日から施行し、令和7年度予算に係る補助金に適用する。

別表 1

区分	算定額
有床診療所（医科・歯科）	1床あたり13,000円 ただし、病床数が13床以下の場合は1施設当たり170,000円 ※病床数は令和7年8月1日時点における医療法（昭和23年法律第205号）第27条の使用許可を受けた病床数とする。ただし、宮城県医療機関病床数適正化事業補助金により同年8月2日以降に削減した病床数を除く。
無床診療所（医科・歯科）	1施設当たり170,000円

別表 2

区分	申請項目
施設情報	保健医療機関コード（7桁）、施設名及び住所
申請者情報	申請者区分、開設者情報
申請内容	病床数（有床診療所）
誓約事項	本補助金は診療等に必要経費に係る物価上昇へ対応するために支出すること、証拠書類の5年間の保管義務、暴力団等ではないこと及び県税に未納がないこと等の確認
振込先の口座情報	金融機関種別、口座種別、振込先口座の情報が分かる画像の添付
担当者情報	氏名、電話番号